

上 郡 町

ファミリー・サポート・センター

会員手引き



ファミリー・サポート・センターとは

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助ができる人（提供会員）が、お互いに会員になって相互援助活動を行い、安心して仕事や育児ができるよう、家庭を地域で支える会員組織です。

センターは、依頼会員の求めに応じ、条件にあった提供会員を紹介し、子育てのサポートをします。



会員になるには

依頼会員	提供会員	両方会員
援助を受けたい人	援助ができる人	どちらにも該当する人
生後6か月～小学校6年生までの児童を預かってほしい方	心身ともに健康で、援助活動に熱意があり、自宅で児童を預かれる方	両方に登録して、児童を預かったり、預けたりする方

※ 会費は無料です。

※ 上郡町民の方は会員になれます。

※ 町外在住の方については、センターまでお問い合わせください。

★入会申込み者には（依頼・提供・両方会員）会員証を発行しますので、

顔写真（タテ3×ヨコ2.4センチ）2枚が必要です。

★会員の方には、センターが開催する研修会、講習会等を受講していただきます。

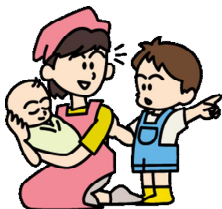
援助できる内容

ファミリー・サポート・センターで行う援助は、軽易でかつ短期的、補助的なものです。

- 保育所等への児童の送迎
- 保育所等の開始前後の児童の預かり
- 児童が軽い病気で、保育所等へ通うことができないときの児童の預かり
- 家族の方の病気、出産、介護等で児童の保育ができない時の児童の預かり
- 冠婚葬祭や学校行事及びその他外出の際における児童の預かり



例えば、こんなときに・・・



- ・美容院へ行きたい。
- ・仕事が忙しいので、定期的に保育所の送迎をしてほしい。
- ・病院へ行きたい。 など

その他、センターで認める範囲内でさまざまな援助が行われます。
お気軽にご相談ください

※ 児童の宿泊を伴う援助活動は行いません。

※ 児童を預かる場合は、原則として提供会員の自宅において行います。

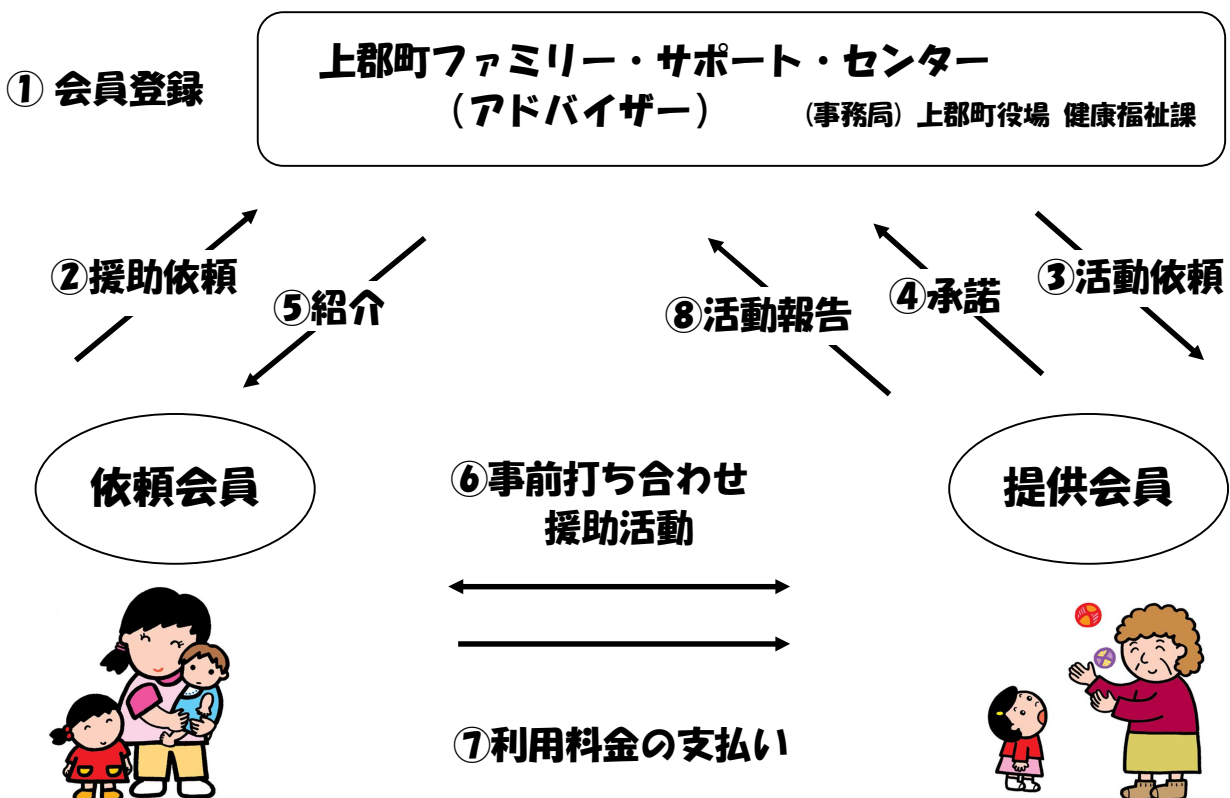
※ 通常1対1での援助が基本ですが、兄弟姉妹での利用の場合は、その限りではありません。

※ 援助活動は、上郡町内とします。

援助活動・利用の流れ

- ① 会員登録をします。(無料)
- ② 依頼会員からセンターへ援助依頼を申込みます。(TEL 5 2 - 1 1 1 4)
- ③ センターが提供会員に連絡を取り調整します。
- ④ 提供会員からセンターへ承諾をもらいます。
- ⑤ センターが依頼会員へ提供会員を紹介します。
- ⑥ 提供会員は依頼会員と事前打ち合わせ後、援助活動を開始します。
(初めての事前打ち合わせには、提供会員宅でアドバイザーも同席します。)
- ⑦ 活動終了後、提供会員は「援助活動報告書(3枚複写)」を作成し、依頼会員、提供会員双方が確認します。確認後、提供会員は、依頼会員から直接、利用料金・実費を受け取り、確認印をもらいます。
- ⑧ 提供会員は、「援助活動報告書」をセンターに提出します。

(利用日数が多い場合は翌月の5日までに)

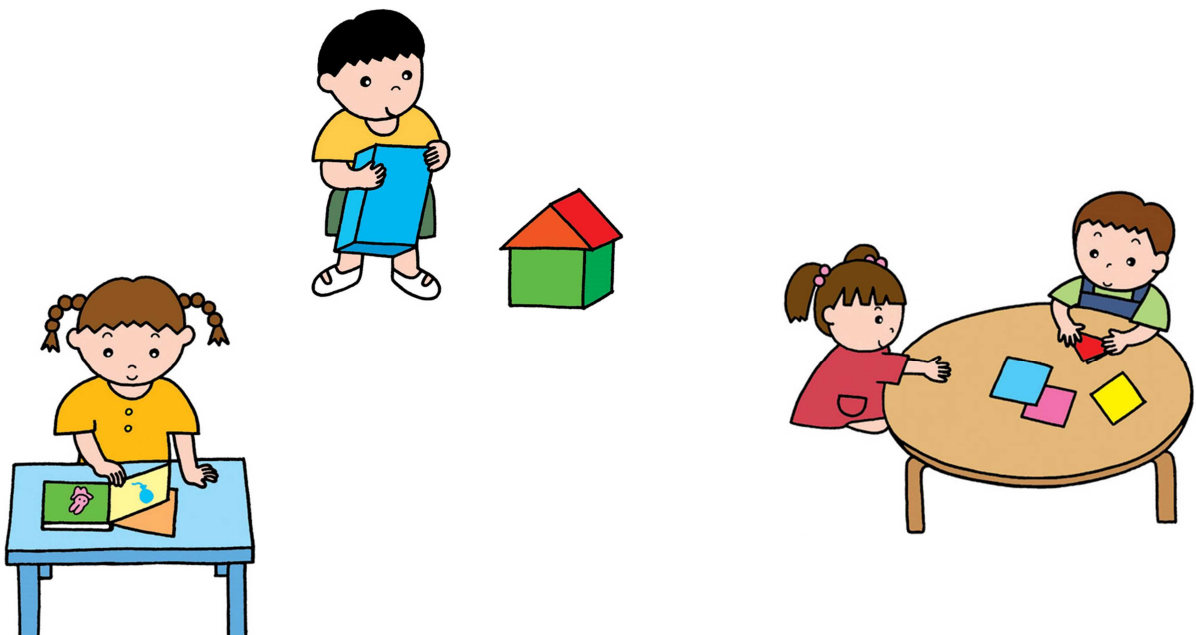


会員の心得

- ファミリー・サポート・センターの趣旨と決まりを守ること。
- センターが開催する研修会、講習会等に参加すること。
- 約束した時間や場所は、必ず守ること。
- 事前打ち合わせは、定められた項目について必ず行うこと。
- 会員証は常時携帯し、請求があった時は提示すること。
- 相互援助活動により知り得たプライバシーや秘密を他に漏らさないこと（退会後も同じ）。
- 相互援助活動中に生じた車両事故による物損については、センター加入の補償保険外である。（センター加入の補償保険については、P. 6を参照）
- 相互援助活動を通じて、物品の販売若しくは斡旋又は、宗教活動及び政治活動等を行わないこと。
- センターへ連絡なしに会員同士で援助活動の交渉を行わないこと。



※センターへ連絡なしの活動、援助活動報告書の提出がないものについては、補償保険は適用されません。



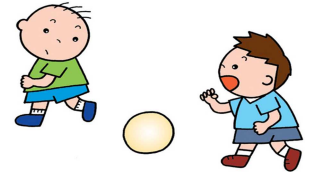
【依頼会員へ】

- ① 援助希望日の3日前までに連絡してください。急な場合は、対応できないことがあります。
- ② 依頼した内容以外の援助は要求しないでください。
- ③ 依頼した内容に変更のある場合は、必ずセンターまで連絡してください。
(キャンセル、日時、内容など)(センター閉所時は、FAXで)
- ④ 援助活動終了後、「援助活動報告書(3部複写)」を確認し、基準に従って報酬(利用料金)を提供会員に渡してください。
- ⑤ 保育所等の送迎の場合は必ず、事前に児童の名前と提供会員の名前を保育所等に連絡してください。
- ⑥ 児童の熱が37℃以上ある場合の援助活動はできませんので、児童の体調に注意してください。

【提供会員へ】

- ① 活動中に事故が発生した場合は、直ちにセンターと保護者に連絡するとともに、適切な対応をしてください。
- ② 児童に事故が生じないよう、安全面、衛生面等に充分配慮してください。
- ③ おやつや食事は、できるだけ依頼会員が用意したものを与えてください。
- ④ 援助を行ったときは、「援助活動報告書(3枚複写)」を作成し、依頼会員より確認の印を受けてください。
(取消料が発生した場合も、必ず「援助活動報告書」を提出してください。)

利用料金について



1. 活動に関する報酬基準額は次のとおりです。

月曜日～金曜日 (午前7時～午後9時)	300円(30分単位)
土・日・祝日 (午前7時～午後9時)	350円(30分単位)

2. 原則30分単位とし、児童1人につき上記の金額とします。
3. 兄弟姉妹に限り、複数の児童を預ける場合は、2人目から半額となります。
4. 30分未満の場合でも、30分とみなします。
5. 交通費については、公共交通機関・タクシーを利用した場合は、実費です。
6. 原則として食事(ミルク)、おやつ、おむつ等は依頼会員が用意をしますが、やむを得ず提供会員が用意した場合は、依頼会員が実費を支払います。
7. 依頼した援助活動を取消した場合は、取消料が発生します。取消料については、次のとおり依頼会員が提供会員に支払ってください。

前日までの取消し	無料
当日の取消し	報酬基準額の半額
無断取消し	報酬基準額の全額

援助活動について

【援助活動日】

年末年始(12月28日～1月3日)を除く日

【援助活動時間】

次のように算定します。

- ・児童を家庭で預かる場合は、提供会員が児童を預かったときから、依頼会員に引き渡したときまで
- ・保育所等の送迎の場合は、提供会員が児童を預かったときから保育所等に送り届けたときまで、及び保育所等より児童を預かったときから依頼会員に引き渡したときまで



補償保険制度について

会員になると安心して相互援助活動が行えるように「①サービス提供会員傷害保険」「②賠償責任保険」「③依頼子供傷害保険」の3つの保険に加入することになります。保険料はセンターが負担します。

※ センターへ連絡なしの活動、援助活動報告書の提出がないものについては、補償保険は適用されません。

① サービス提供会員傷害保険

サービス提供会員が、保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するため自宅と依頼会員の児童宅や保育所等への往復途上（自宅との通常の経路）において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に補償されます。

保険金の種類	補償額	備考
死亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により500万円 ～15万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	3,000円	事故日より180日を限度
手術	3,000円×所定の倍率	事故日より180日以内の手術
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内で90日を限度

② 賠償責任保険

サービス提供会員が、保育サービス提供中、監督ミスや提供した飲食物等が原因で児童や第三者の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金等が補償されます。

事由	補償額（限度額）
対人・対物賠償 （1事故につき）	2億円
初期対応費用	500万円
現金盗難	10万円
見舞金・財物破損	3万円

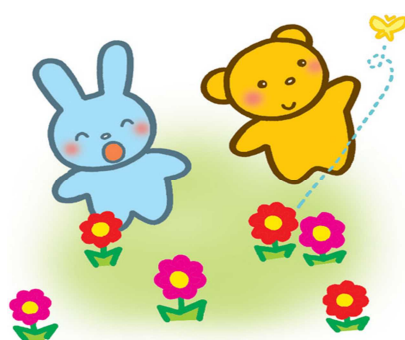


③ 依頼子供傷害保険

依頼会員の児童が、保育サービスを受けている間に急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合、サービス提供会員の過失の有無にかかわらず補償されます。

保険金の種類	補償額（限度額）	備考
死亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により300万円～9万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	3,000円	事故日より180日を限度
手術	3,000円×所定倍率	事故日より180日以内の手術
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度

会員募集中



お申込み・お問い合わせ先

上郡町ファミリー・サポート・センター

事務局 上郡町役場 健康福祉課

〒 678-1292

赤穂郡上郡町大持278番地

電話 (0791) 52-1114

FAX (0791) 52-6015

※ 受付時間：月曜日～金曜日（午前9時～午後4時）

土・日・祝日はお休みです。